

公募型プロポーザル方式（企画型） 沼田市立地適正化 計画策定業務委託実施要領

1 事業の目的

急激な人口減少と高齢化に直面し財政状況が更に厳しさを増すと見込まれる中、住宅や店舗等の郊外立地が進み、肥大化した都市基盤の管理・更新コスト、福祉、衛生等に係る経費などの行政サービスコストを適正化し、持続可能な活力ある都市づくりを進めることが求められている。これらの課題に対応した持続可能な都市経営を可能とするため、土地再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定し、居住や都市機能の誘導、公共交通の充実、防災指針を定める。

2 業務概要

- 1) 業務名 : 沼田市立地適正化計画策定業務委託
- 2) 業務場所 : 沼田市内
- 3) 業務内容 : 立地適正化計画策定業務（1年目／全体3ヶ年）
沼田市立地適正化計画策定業務委託特記仕様書のとおり
- 4) 完了期日 : 令和6年3月31日
- 5) 予算上限額 : 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※本業務委託は3ヶ年の全体業務のうち、初年度（令和5年度）の業務委託である。次年度以降は初年度に契約した者と随意契約を予定しているが、次年度以降の契約を確約するものではない。
- 6) 契約方法 : 公募型プロポーザル方式（企画型）

2 選定方法

優先交渉者の選出は、公募型プロポーザル方式（企画型）によるものとし、沼田市立地適正化計画策定業務プロポーザル参加表明書を提出した事業者から提案書の提出を求め、優先交渉者を選出するプロポーザル審査会において総合的な評価を行い、最も優れた提案をした事業者を優先交渉者に選出する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 本業務に関する実施年度において、沼田市競争入札参加資格審査要領に規定する沼田市競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行例第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成9年告示第26条）による指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立を行っている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立を行っている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 過去5年間に地方公共団体の発注する立地適正化計画策定業務または同種業務を関東地方整備局管内で元請けとして完了した実績を有すること。
(同種業務：立地適正化計画作成・検討に関する業務または防災指針に関する業務)
- (7) 本業務を主に担当する者は、次の条件を満たす者を配置すること。
 - ア. 管理技術者、照査技術者
技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。
 - イ. 担当技術者
計画図書等に基づき適正に業務を実施する者。
 - ア、イ共通事項
過去5年間に、立地適正化計画策定業務または同種業務の実績があること。

4 日程

(1) 実施要領の公表	令和5年6月12日
(2) 現地説明会	—
(3) 質疑期間	令和5年6月12日 ～ 令和5年6月20日
(4) 参加表明書の提出	令和5年6月15日 ～ 令和5年6月23日
(5) 提案書の提出	令和5年7月3日 ～ 令和5年7月14日
(6) 審査会（プレゼンテーション審査）	令和5年7月26日
(7) 審査結果の通知	令和5年8月6日 予定
(8) 契約締結・業務開始	令和5年8月下旬 予定

※ 日程は、状況により変更となる場合があります。

5 図書の閲覧

本件に関する図書は、下記の期間について閲覧が可能です。また、契約後も貸与可能です。

- (1) 日 時 令和5年6月12日 ～ 令和5年7月14日
午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）
- (2) 場 所 14に記載の担当部署
- (3) 閲覧図書
 - ・沼田市第六次総合計画
 - ・沼田都市計画マスタープラン改訂版
 - ・沼田市公共施設等総合管理計画
 - ・第2期沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - ・都市計画区域マスタープラン（利根沼田広域都市計画圏）
 - ・ぐんま“まちづくり”ビジョン沼田市アクションプログラム
 - ・沼田市地域防災計画

6 質疑応答

本業務に関して質問がある場合、下記のとおり手続きをしてください。

- (1) 受付時間 令和5年6月12日 午前9時から
令和5年6月20日 午後5時まで
- (2) 質問方法 沼田市役所 都市計画課計画係に事前連絡の上、FAXまたは電子メールにて
質疑応答書（様式1）を提出してください。（持参可）
FAX : 0278-24-5179
mail : toshikei@city.numata.lg.jp
- (3) 回答方法 質問者の名前を伏せて沼田市ホームページ上で回答します。

7 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する業者は、参加表明書を提出してください。

受付期間内に参加表明書を提出していない事業者からの応募（提案書の提出）は受け付けることができません。

- (1) 受付期間 令和5年6月15日 午前9時から
令和5年6月23日 午後5時まで
- (2) 提出方法 参加表明書（様式2）に参加資格要件確認書（別紙）を添付し、持参または郵送により提出してください。（平日午前9時から午後5時まで）
郵送の場合は、配達日時及び配達された事を証明できる方法とする。
- (3) 提出先 14に記載の担当部署
- (4) 資格審査 実施要領に基づき参加資格を審査し、結果についてプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式3）により通知します。

8 提案書の提出

別添の「沼田市立地適正化計画策定業務委託特記仕様書」の内容を参照のうえ、提案書を作成してください。

- (1) 提出書類
 - ア. 提案書鏡（様式4-1）
 - イ. 会社概要調書（様式4-2）
 - ウ. 業務実施体制表（様式4-3）
 - エ. 提案書（任意様式）
 - オ. 参考見積書（任意様式）
 - カ. 工程表（任意様式）
 - キ. その他必要と思われる資料
 - ・ A4版縦（横書き）文字サイズ11ポイント以上で作成してください。（挿入する図、表及びグラフ等については文字サイズを問わない）
 - ・ 図表等はA3版でも可としますが、A4版に折り畳んでください。
 - ・ 提案書中の文章及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように平易な表現に努めてください。
- (2) 提出部数
 - ・ 正本1部、副本1部（押印後複写のこと）
 - ・ 審査用資料（エ～キ）10部
 - ・ PDFデータ一式
- (3) 提出方法 持参または郵送により提出（平日午前9時から午後5時まで）
郵送の場合は、配達日時及び配達された事を証明できる方法とする。
- (4) 提出先 14に記載の担当部署
- (5) 提出期間 令和5年7月3日 午前9時から
令和5年7月14日 午後5時まで

8 提案書に記載を要する事項

- (1) 提案書（任意様式）
 - ・ 企業名の記載、押印等は正本のみに行い、副本については、提出者を特定することができる内容（具体的な会社名や記号等）は記載しないこと。
 - ・ 提案書は、両面使用で10ページ（用紙5枚）以内とし、表紙、目次は含めないものとする。
 - ・ 専門的な知識を持たない者でも理解できるように簡潔に記載すること。
 - ・ 特記仕様書を踏まえ、評価基準に示した特定テーマ1～3について、取組方針などそれぞれ記載すること。
- (2) 業務参考見積書（任意様式）

特記仕様書の業務内容に則して作成した提案書の内容を実行するための費用を、3ヶ年分の業務内訳がわかるように見積もること。
金額は税抜きとし、税込み額もわかるようにすること。

9 審査

- (1) 審査方法、審査結果通知
 - ア 提案者からの提案については、審査会において総合的な評価を行い、最も総合点が高い提案をした事業者を優先交渉者に選出します。
 - イ 総合点が最も高い提案者が複数ある場合は、経済性の評価が高い者を第1位とし、さらに同点の場合はくじによる方法で順位を決定します。
 - ウ 提案事業者が1者であった場合でも、審査会において審査します。
 - エ 提案事業者が6者以上であった場合、審査会において提出書類の内容を審査し、プレゼンテーションに参加するものを5者程度に選定する場合があります。
 - オ 必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
 - カ 審査結果は、提案した全ての事業者あてに書面により通知するとともに、本市ホームページにおいて公表します。

(2) 評価基準

- ・ 提案書について総合点を評価します。
- ・ 評価は点数化し、100点満点とします。

評価項目	評価内容	配点
①事業者の適格性	事業者の業務実績	20
	責任者及び担当者の主要業務において、豊富な経験や実績を有しているか	
②提案書	特定テーマ1 業務を行うに当たり重要と思われる業務の実施方針、実施フロー、工程計画、拠点の役割と交通ネットワークの位置づけについて	21
	特定テーマ2 計画策定に当たっての意見の集約方法及び計画への反映方法、また、住民向け資料の作成方法について	14
	特定テーマ3 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定、防災指針策定に係わる実現性や手法	20
③経済性	提案金額が合理的で、経済性に優れているか見積書（3ヶ年分）の価格で評価する。	10
④プレゼンテーション	資料作成能力、説明能力、提案意欲	15
合計		100

10 提案者プレゼンテーションの実施

(1) 実施日 令和5年7月26日

※時間及び会場については、提案書の受付終了後に通知します。

書類審査を行う場合については、審査結果を通知します。

(2) 実施場所 沼田市役所 テラス沼田5階 第2委員会室（控え室は第3委員会室）

(3) 出席者 本業務の統括責任者を含め3名以内

(4) 実施時間 1者あたり30分（概ね説明20分以内、質疑応答10分程度）

(5) 実施方法

提出のあった提案書に基づくものとする。

提案書以外の資料については提案者が当日準備してください。（11部）

(6) 設備

パソコンは提案者が持参し、プロジェクター、スクリーンは沼田市が用意します。

11 契約及び事業の実施

(1) 契約の手続

- ・ 優先交渉者は沼田市との間で、業務委託請負契約の交渉を行い契約を締結します。（契約を締結した事業者を「契約事業者」といいます。以下に同じ。）
- ・ 提案内容が、そのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、提案を基に沼田市とあらためて内容を協議し決定します。
- ・ 契約形態は随意契約とし見積書の提出を求めます。なお、契約金額は原則として提案された見積額の範囲内とします。
- ・ 優先交渉者との交渉が不調となった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

(2) 業務管理

- ・契約事業者は、契約書及び監督員の承諾を得た仕様書等に基づき、市の指示に従い業務の進行管理を行います。
- ・業務を進める上で、調査等が必要になった項目については、必ず監督員と協議し進めること。

(3) 契約保証金

- ・沼田市契約規則によるものとします。

(4) 支払条件

- ・前払あり
- ・部分払いなし

1.2 失格事項

- ・定められた期間内に提案書が提出されなかったとき。
- ・提案書の内容が、この実施要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- ・提案書に著しい不備又は虚偽の記載があると認められるとき。
- ・審査委員会への接触や他の提案者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正又は悪質な行為をしたとき。

1.3 その他の注意事項

- ・提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・提案書類の作成、提出等に要する一切の費用は提案者の負担とします。
- ・参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。
- ・提案書提出期間内であれば、提出した企提案書の内容追加、修正等を行うことができることとします。
- ・提案は1者につき1案のみ提出すること。
- ・提出された関係書類等は返却しません。
- ・この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの内容に関しては、日本国の関係法令及び沼田市の規則等の定めるところによる。

1.4 担当部署（提出・問合せ先）

〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地

沼田市役所 都市計画課 計画係

電話番号：0278-23-2111（内線4121）

FAX番号：0278-24-5179

メールアドレス： toshikei@city.numata.lg.jp